

第三十六号

徳島県保健福祉関係手数料条例の一部改正について

徳島県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年二月十七日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県保健福祉関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の七十五の項中「第四条第二項」を「第四条第四項」に改め、同表の八十一の項中「第三十六条の四第一項」を「第三十六条の八第一項」に改め、同表の八十一の二の項中「第三十六条の四第二項」を「第三十六条の八第二項」に改め、同表の九十一の項の次に次のように加える。

| | |
|---|-------|
| 九十一の二 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十一条の規定に基づき | 二千四百円 |
| 厚生労働省令の規定による保育士試験の全部の免除の申請に対する審査 | |

別表第一の九十三の項中「（昭和二十三年政令第七十四号）」を削る。

別表第二中「の事務」を「及び九十一の二の項の事務」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、別表第一の七十五の項、八十一の項及び八十一の二の項の改正規定は、薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百三号）の施行の日から施行する。

提案理由

薬事法の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行うとともに、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴い、保育士試験

の全部の免除の申請に対する審査に係る手数料を定める等の必要がある。これが、この案例案を提出する理由である。